

## 塩谷町特定区域設定計画書

### 1 当該区域の区域名

- (1) 塩谷町上寺島地区
- (2) 塩谷町鳥羽新田地区

### 2 当該区域の特性及び区域設定の理由

塩谷町は、栃木県の中央やや北部に位置しており、高原山や尚仁沢湧水など豊かな自然と、先人たちが切り拓いた森林や田畑などの地域資源に恵まれている。

町の総面積 17,606ha のうち、山林原野が 9,974ha (56.7%)、農用地が 2,805ha (15.9%) を占め、町内全域が中山間地域に指定されている。

本町の農業は、水稻を基幹作物とする地域を支える重要な産業として発展してきたが、高齢化による担い手不足や近年の資材費高騰への対応が喫緊の課題となっており、これまでの生産体制等の見直しが迫られている。

そのような中、本町では、有機農業に長年取り組む農業者が複数名いることから、有機農業を地域活性化の重要な手段として位置づけ、「自然と共生する農業づくり協議会」を設立し、有機農業の推進に取り組んでいる。

当該区域は、本町の北部に位置し、荒川の源流である尚仁沢湧水があり、豊かな水源と恵まれた土壌で稲作に適した土地となっているため、有機農業の実践は、尚仁沢湧水の保全を促し、農産物の高付加価値化につながると考えている。

特に鳥羽新田地区では、農地の区画が小規模、不整形で営農の大規模化が困難であるため、有機農業の実践と高付加価値販売による経営の安定化が不可欠である。

当地区は、令和4年度の国の補助事業（機構集積協力金；地域集積協力金）を活用し、有機農業を実践する新たな担い手が移住し有機農業の取組を開始したこと、地域住民の有機農業に対する理解も進んでいることなどから、有機農業を進めやすい環境となっている。

そこで、当該区域を特定区域として設定し、関係機関と連携しながら、国の補助事業等を活用し、新たに有機農業に取り組む新規就農者の呼び込みや、既存の有機農業者のフォロー体制を構築し、有機農業の団地化を図っていく。

また、このような取組を広く発信することで、有機農産物に対する消費者の興味関心を高め、高付加価値化につなげていく。

### 3 当該特定区域内で実施する事業活動の内容

#### (1) 活動類型 有機農業による生産活動

#### (2) 事業活動の内容

##### ア 新規就農者の確保

特定区域では、有機稲作のアドバイザーである NPO 法人民間稲作研究所の栽培技術講習等を継続的に実施し、有機農業の持続的な実践及び技術継承を行い、地域内外からの新たな有機農業者の確保と、地域の活性化を図る。

##### イ 省力化の推進

30a 以上の区画整備されたほ場において、アイガモロボの活用及びスマート農業技術の現地研修会を実施することで、省力化、高品質化、作業の平準化を図り、有機農業者及び有機栽培面積の増加を目指す。

##### ウ JAS 認証取得の推進

JAS 認証水準の取組者の増加や、認証取得の契機となるよう、新たに JAS 認証を取得する際の費用を町で補助する。

##### エ 町民への理解促進

町内小中学校及び保育園給食へ提供している町産栽培期間中農薬・化学肥料不使用米の高品質化と、他地域への取組の横展開を進めるとともに、学校及び保育園給食への有機米提供とあわせて、生産者、JA しおのや、食品流通業者、行政機関等が連携し、地域ぐるみで有機農業の新たな産地づくりに取り組む

##### オ 消費・流通対策

JA が経営する道の駅内直売所に町産有機農産物等コーナーを設置し、①栽培期間中農薬・化学肥料不使用米、②栽培期間中農薬不使用米（化学肥料は5割以上低減）の2タイプで農法の確立と、ブランディングによる付加価値の向上などに取り組む。

未来を担う子どもたちに「食と農」に関わる自然環境や生物多様性への知識を身につけてもらうため、①地域の子もたち向けの田んぼや川などに暮らす生き物の大切さについて学ぶ体験の場を提供し、②グリーンツーリズム関連事業で毎年町に修学旅行で訪れる横浜市の小学生向けの農村体験プログラムに、区域内の有機ほ場での生き物観察会を追加し、学校給食への町産有機米の定期的な提供について提案するなど、消費者への理解促進及びPR等を行い、地域での有機農業の取組拡大を図る。

# 塩谷町特定区域位置図

